

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課)

一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)

一

○救急医療機関の認定

(医療整備課)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○都市計画決定の図書の写しの縦覧(三件)

(都市計画課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)

(同)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告

(水産業振興課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(道路課)

四

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(同)

八

収用委員会

○鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件公示による通知

八

告 示

○宮城県告示第七百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかやま整形外科クリニック	岩沼市押分字間畑十一	平成二十六年八月一日
医療法人社団ヴェリタス 巨理往診クリニック	巨理郡巨理町逢隈中泉字本木四一	平成二十六年七月一日
医療法人社団ヴェリタス 利府往診クリニック	宮城郡利府町花園一ー一ー 二階	平成二十六年七月一日
はこづか調剤薬局	名取市箱塚二ー三ー七	平成二十六年八月一日
ななほし薬局	栗原市若柳字川北中町十八	平成二十六年六月一日
フレンド薬局穂波	大崎市古川穂波三ー七ー八プライム穂波	平成二十六年七月一日
アズール薬局	大崎市古川穂波六ー三十一六	平成二十六年七月一日
マリオン調剤薬局仙塩利府病院前店	宮城郡利府町青葉台三ー一ー七十	平成二十六年七月一日

○宮城県告示第七百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団青葉会おおひら歯科クリニック	黒川郡大衡村大衡字河原五十五一九	平成二十六年七月三十一日
岩出山調剤薬局	大崎市岩出山浦小路十六一六	平成二十六年七月三十一日

○宮城県告示第七百六十五号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五 一	平成二十六年九月一 日	平成二十九年八月三 十一日
泉整形外科病院	仙台市泉区上谷刈字丸山六 一	平成二十六年九月九 日	平成二十九年九月八 日
仙台厚生病院	仙台市青葉区広瀬町四一 五	平成二十六年九月九 日	平成二十九年九月八 日
東北労災病院	仙台市青葉区台原四一三 二一	平成二十六年九月九 日	平成二十九年九月八 日

○宮城県告示第七百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一三一〇〇〇九〇	社会福祉法人共生の森 遠田郡涌谷町涌谷字 築道西一番地二	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B	社会福祉法人 共生の森	平成二十六年 九月一日
○四一三二〇〇一六五	よつば農園 遠田郡美里町字峯山 三十二番五	就労継続支援A	株式会社エー ル	平成二十六年 九月一日

○宮城県告示第七百六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 十月二十日	角 田 市 角 田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市スポーツ交流館
同 十月二十一日	角 田 市 小田・北郷・ 西根・桜	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市スポーツ交流館
同 十月二十二日	角 田 市 枝野・横倉・ 東根・藤尾	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市スポーツ交流館
同 十月二十七日	亘 理 町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	亘理町佐藤記念体育館
同 十月二十八日	亘 理 町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	亘理町佐藤記念体育館

○宮城県告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
石巻市雄勝町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{（水）}
 - 三 解除の理由
公共住宅用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第七百六十九号
石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
- 平成二十六年九月十二日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

○宮城県告示第七十七号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 新蛇田地区計画

二 縦覧場所

○宮城県告示第七十七号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 新渡波地区計画

二 縦覧場所

○宮城県告示第七十七号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

○宮城県告示第七十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 石巻広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

○宮城県告示第七十四号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 石巻広域都市計画準防火地域

二 縦覧場所

○宮城県告示第七十五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画駐車場

- 2 名称 一号石巻駅前駐車場
- 二 都市計画の変更の種類
廃止
- 三 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○平成二十六年九月二日付けで公告した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札を中止する工事
 - 1 工事の名称 宮城県漁業取締船建造工事
 - 2 納入期限 平成二十七年十一月三十日（月）
 - 3 納入場所 宮城県石巻市石巻工業港
 - 二 入札を中止する理由
政府調達に関する協定の適用を受ける調達に該当しない工事であることによる。
 - 三 その他
この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。
〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県農林水産部水産振興課漁業調整班（担当 小野 利則 電話〇二二―二二―二九三三）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
- 平成二十六年九月十二日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び納入予定数量
 - (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）
（単価契約） 千八百十六トン
 - (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 三十五キロリットル

- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 契約締結の日から平成二十七年三月三十一日まで
- 4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。
 - (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一-二一一三三三五)へ平成二十六年十月六日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八九一-一二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号

2 入札書の作成
宮城県大河原土木事務所総務班(担当 大場 良平 電話〇二二四一五三一三三三五)

3 入札説明書の交付期限
平成二十六年九月二十九日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年九月二十六日(金)午後二時までに1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十六年十月十日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開

札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十六年十月二十四日(金)午後五時まで
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達できるよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十六年十月二十八日(火)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2015.

3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Friday, October 24, 2014, 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Ryohai Oba, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Mihami, Ogawara, shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
亶理郡亶理町吉田字大谷地七十二番三百四十四
二、七十二番三百四十三、七十二番三百四十四及
び七十二番三百四十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
亶理郡亶理町吉田字大塚十六番地
有限会社佐藤製材

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字新館前七十五番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市大塩字緑ヶ丘四丁目四番地四 グリー
ンタウンやもと応急仮設住宅十一号室

津田 昭子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字新館前七十五番一及び七十六番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市大塩字緑ヶ丘四丁目四番地四 グリー
ンタウンやもと応急仮設住宅十七ー二号室
佐藤 貞雄

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県七ヶ浜町吉田浜字台二十七番の一部、二
十八番の一部、三十六番の一部、三十七番の一部、
四十三番の一部、五十二番、五十三番の一部、
五十四番、五十五番、五十六番の一部、五十七番
の一部、五十八番の一部、五十八番二の一部、五
十九番、六十番一、六十一番、六十四番、六十五
番、七十三番一の一部、七十三番三、八十六番の
一部、八十六番二の一部、八十七番七の一部、百
十番一、七十三番三地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
七ヶ浜町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察W A N用端末装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十七年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年九月三十日（火）午後五時までに提出すること。

- 三 入札書の提出場所等
 - 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 2 入札説明書等の交付期限
平成二十六年九月二十二日（月）午後五時まで
 - 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年十月九日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十六年十月二十四日(金)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年十月二十七日(月) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎2階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, October 24, 2014, 5:00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 Conference Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, October 27, 2014, 10:00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 微物分析装置賃貸借 仙台市青

二 契約に關する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年七月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル(株) 法人事業本部東北法人支店 仙台市青葉区一番町二丁目一〇番一七号

五 落札金額 四千二百一十一万四千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年五月二十三日

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十四号

鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六條第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるの
で、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十六年九月十二日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十六年八月六日付け宮収第十六号審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

Luciane Terumi Ueda 住所不明 判明した最終の住所 Rua Jorge Gibeili, 149 - Vila Louro

Embu-Guaçu - Sao Paulo, Brazil

Elizabeth Yuriko Abe 住所不明 判明した最終の住所 Rua Licinio Rodrigues Alves, 102

Chacara Jafet Mogi das Cruzes - Sao Paulo - SP Brasil